

平成 29 年 6 月 27 日
茅野商工会議所

「タカタ株式会社関連相談窓口」の設置について

当所は、タカタ株式会社の民事再生法の適用申請により影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象に、資金繰り等に関する相談を受け付ける相談窓口を設置し、公的金融機関により実施されている資金繰り支援などに関する相談を受け付けます。

記

<相談窓口の設置について>

当所以外にも、全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金、信用保証協会、各地商工会議所、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構及び全国商店街振興組合連合会並びに全経済産業局に「タカタ株式会社関連相談窓口」を設置し、タカタ株式会社の民事再生法の適用申請により影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象として資金繰り等に関する相談を受け付けます。

<セーフティネット保証 1 号の発動>

タカタ株式会社と一定の直接取引関係を有する中小企業・小規模事業者を対象として、一般保証とは別枠の限度額で融資額の 100%を保証するセーフティネット保証 1 号が発動されます(近日中に官報告示予定)。全国の信用保証協会においてセーフティネット保証 1 号の事前相談を開始しております。詳細に関しては当所相談窓口までご相談をお願い致します。

<政府系金融機関による対応>

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、タカタ株式会社の民事再生法の適用申請により影響を受け、売上減少など業況が悪化している中小企業・小規模事業者に対してセーフティネット貸付を実施します。

また、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び信用保証協会は、既往債務の返済猶予等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、中小企業・小規模事業者の実情に応じて柔軟に対応します。詳細に関しては当所相談窓口までご相談をお願い致します。

資金に関すること以外でも、お困りごとがございましたら、当所までお気軽にお問合せ・ご相談ください。

<担当窓口>

茅野商工会議所 経営支援課
TEL 0266-72-2800 山本・小平

以上